~2022年6月30日

2022年7月1日~

```
▲モバイルアクセスサービス契約約款(平成14年経企第938号)
▲モバイルアクセスサービス契約約款(平成14年経企第938号)
                              実施 平成14年10月18日
                                                                            実施 平成14年10月18日
目次
第1章~第3章(略)
                                            第1章~第3章(略)
第4章 契約
                                            第4章 契約
   第6条~第9条の2 (略)
                                               第6条~第9条の2 (略)
   第9条の2の2 最低利用期間
                                               第9条の2の2 削除
   第9条の2の3 最低利用期間に係る取扱い
                                              第9条の2の3 削除
   第9条の3 番号ポータビリティ
                                              第9条の3 削除
   第10条 (略)
                                               第10条 (略)
   第10条の2 請求によるモバイルアクセス回線番号の変更
                                               第10条の2 削除
                                               第11条~第14条 (略)
   第11条~第14条 (略)
第5章~第6章 (略)
                                            第5章~第6章 (略)
第7章 利用中止等
                                            第7章 利用中止等
                                               第17条~第18条 (略)
   第17条~第18条 (略)
   第18条の2 利用限度額の設定
                                              第18条の2 削除
   第19条 (略)
                                               第19条 (略)
第8章 通信
                                            第8章 诵信
   第20条~第20条の2 (略)
                                               第20条~第20条の2 (略)
   第20条の3 接続通信時間の測定
                                              第20条の3 削除
第9章 料金等
                                            第9章 料金等
 第1節 (略)
                                             第1節 (略)
 第2節 料金等の支払義務
                                             第2節 料金等の支払義務
   第21条の2~第22条の3 (略)
                                               第21条の2~第22条の3 (略)
                                              第22条の4 削除
   第22条の4 同上
   第23条~第23条の2 (略)
                                              第23条~第23条の2 (略)
   第23条の3 初期契約解除に係る取扱い
                                              第23条の3 削除
 第3節~第5節 (略)
                                             第3節~第5節 (略)
第10章~第11章 (略)
                                            第10章~第11章 (略)
第12章 雑則
                                            第12章 雑則
   第33条~第37条 (略)
                                               第33条~第37条 (略)
```

~2022年6月30日

2022年7月1日~

```
第38条 技術資料の閲覧
                                               第38条 削除
   第39条~第39条の3 (略)
                                               第39条~第39条の3 (略)
   第39条の4 電気通信事業者への情報の通知
                                               第39条の4 削除
   第40条~第40条の2 (略)
                                               第40条~第40条の2 (略)
   第40条の3 本人特定事項の取扱い
                                               第40条の3 削除
   第41条~第41条の2 (略)
                                               第41条~第41条の2 (略)
   第41条の3 時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス
                                              第41条の3 削除
   第41条の4 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する電
                                               第41条の4 削除
   報サービスの利用等
   第41条の5 相互接続番号案内
                                              第41条の5 削除
   第41条の6~第41条の8 (略)
                                              第41条の6~第41条の8 (略)
第13章 (略)
                                            第13章 (略)
別記
                                            別記
  1~4 (略)
                                             1~4 (略)
  4の2 ボイスモードの通信に係る契約
                                             4の2 削除
                                             4の3~9の2 (略)
  4の3~9の2 (略)
  9の3 本人特定事項の照会
                                              9の3 削除
  10~12 (略)
                                              10~12 (略)
料金表
                                            料金表
  通則 (略)
                                              通則 (略)
  第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)
                                              第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)
  第1~第2 (略)
                                             第1~第2 (略)
  第3 相互接続番号案内に関する料金
                                              第3 削除
  第2表~第3表 (略)
                                              第2表~第3表 (略)
別表1 モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の基本機能
                                           別表1 削除
別表 2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
                                            別表 2 削除
別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る
                                           別表3 削除
 電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域
別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域
                                            別表4 削除
  第1章 総則
                                              第1章 総則
```

~2022年6月30日

2022年7月1日~

第1条~第2条の2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味		
1~2 (略)	(略)		
3 モバイルアク	マ (1) 主としてデータ通信の用に供することを目的として		
ス網	インターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送		
	交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信		
	の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体と		
	して設置される交換設備並びにこれらの附属設備をい		
	います。以下同じとします。)		
	(2) SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式に		
	より符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通		
	信回線設備		
4~22 (略)	(略)		

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

(モバイルアクセスサービスの種別)

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種別	内容		
カテゴリーX	(略)		
カテゴリーW	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に		
	規定する卸X i サービス又は卸5 Gサービス(そのモバイ		
	ルアクセス契約と同時に利用する I P通信網サービス契		
	約約款及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3の		
	コース1に係るものであって、音声通話機能付き契約者力		
	ードの利用に係るものに限ります。) において、5 G通信		
	機能を利用している場合に限ります。)を利用して提供す		
	るものであって、カテゴリーX又はカテゴリーF以外のも		
	<u></u>		

第1条~第2条の2 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1~2 (略)	(略)
3 モバイルアクセス	(1) 主としてデータ通信の用に供することを目的として
網	インターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送
	交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信
	の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体と
	して設置される交換設備並びにこれらの附属設備をい
	います。以下同じとします。)
	(2) 削除
4~22 (略)	(略)

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

(モバイルアクセスサービスの種別)

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種 別	内	容
カテゴリーX	(略	<u> </u>

~2022年6月30日

2022年7月1日~

カテゴリー F	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に			
	規定する卸X i サービスを利用して提供するものであっ			
	て、カテゴリーX <mark>又はカテゴリーW</mark> 以外のもの			
カテゴリーG	(略)			

(モバイルアクセスサービスの区分)

第4条 (略)

2 <u>モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)には、次の区分</u>があります。

区分	<u>内 容</u>	
タイプ1	I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2	
	種契約 (タイプ 6 – 3 コース 1 プラン 1 に係るものであっ	
	て、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限	
	ります。)を同時に利用するもの	
タイプ 2	I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2	
	種契約 (タイプ 6 – 3 コース 1 プラン 3 に係るものであっ	
	て、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限	
	ります。)を同時に利用するもの	
備考 モバイルアクセ		
する第2種契約(タイプ 6 – 3コース 1 に係るものに限ります。) においてプ	
ラン1とプラン3との間の相互の変更があった場合、その変更の適用と同時		

(モバイルアクセスサービスの通信モード)

の変更があったものとして取り扱います。

第4条の2 モバイルアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内容
データモード	(略)
ボイスモード	音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができる
	もの
64kb/sデジタル	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響
モード	又は影像の伝送を行うことができるもの

カテゴリー F	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に		
	規定する卸Xiサービスを利用して提供するものであっ		
	て、カテゴリーX以外のもの		
カテゴリーG	(略)		

(モバイルアクセスサービスの区分)

第4条 (略)

2 削除

(モバイルアクセスサービスの通信モード)

第4条の2 モバイルアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内		容
データモード		(略)	

~2022年6月30日 2022年7月1日~

備考

- 1 <u>当社は、カテゴリーX、カテゴリーF及びカテゴリーGに係るモバイルアク</u>セスサービスに限り、データモードを提供します。
- 2 当社は、カテゴリーWに係るモバイルアクセスサービスに限り、ボイスモードを提供します。
- 3 当社はカテゴリーWに係るモバイルアクセスサービスに限り、64kb/sデジタルモードを提供します。

2~3 (略)

第4条の3 (略)

第3章 (略)

第4章 契約

第6条~第8条 (略)

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第9条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)~(7) (略)

- (8) カテゴリー X、カテゴリー F 又はカテゴリー G に係るものにあっては、次の場合に該当するとき。
- ア モバイルアクセス契約の申込みをした者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。)でないとき。
- ゼニー モバイルアクセスサービスの利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。
- (9) カテゴリーW (タイプ1に係るものに限ります。) に係るものにあっては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社の I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約 (タイプ6-3コース1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。) を同時に利用しないとき。

備考

- 1 削除
- 2 削除
- 3 削除

2~3 (略)

第4条の3 (略)

第3章 (略)

第4章 契約

第6条~第8条 (略)

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第9条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)~(7) (略)

- (8) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。)でないとき。
- (9) モバイルアクセスサービスの利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

~2022年6月30日

2022年7月1日~

(10) カテゴリーW (タイプ 2 に係るものに限ります。) に係るものにあっては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社の I P 通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第 2 種契約 (タイプ 6 - 3 コース 1 プラン 3 に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。) を同時に利用しないとき。

(11) (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、カテゴリーX、カテゴリーF又はカテゴリーG に係るモバイルアクセス契約の申込みの場合において、1のモバイルアクセス契約群識 別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるときは、そのモバ イルアクセス契約の申込みを承諾しません。

第9条の2 (略)

(最低利用期間)

第9条の2の2 モバイルアクセスサービス (カテゴリーWに係るものに限ります。以下 この条において同じとします。) には、料金表第1表 (料金) に定めるところにより最 低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、次表の通りとします。

区分	最低利用期間	
タイプ1	モバイルアクセスサービスの申し込みを承諾した日を含む	
	料金月から起算して6料金月まで	
タイプ 2	第9条の2の3 (最低利用期間に係る取扱い) の規定により	
	適用される期間	

3 モバイルアクセス契約者は、最低利用期間内にモバイルアクセス契約の解除等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(最低利用期間に係る取扱い)

第9条の2の3 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)において、タイプ1からタイプ2への区分変更があった場合に限り、そのタイプ1に係る起算開始日(第9条の2の2(最低利用期間)に規定する最低利用期間に係る期間の起算日をいいます。以下同じとします。)及び最低利用期間を、そのタイプ2に係る起算開始日及び最低利用期間として取り扱います。

(10) 削除

(11) (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名 義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるときは、そのモバイルアクセス契約の 申込みを承諾しません。

第9条の2 (略)

第9条の2の2 削除

第9条の2の3 削除

2022年7月1日~ ~2022年6月30日

2 当社は、前項の規定に該当しないときは、モバイルアクセスサービス(タイプ2に係 るものに限ります。)について最低利用期間を適用しません。

(番号ポータビリティ)

第9条の3 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)は、モバイ │ 第9条の3 削除 ルアクセス契約の申込みの際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電気通信番号 を変更することなく、電気通信サービス (携帯電話等契約又は P H S 等契約に係るもの に限ります。)の提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じと します。)を希望するときは、その旨を当社が指定する方法により申し出ていただきま す。

第10条 (略)

(請求によるモバイルアクセス回線番号の変更)

第10条の2 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条 において同じとします。)は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通 信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとし ます。)又は間違い通信(現に使用しているモバイルアクセス回線番号に対して、反復 継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場 合に限り、前条の規定にかかわらず、モバイルアクセス回線番号の変更の請求をするこ とができます。

- 2 モバイルアクセス契約者は、前項の規定によりモバイルアクセス回線番号を変更の請 求をするときは、所属モバイルアクセスサービス取扱所に対し、当社所定の書面により 請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っ ているモバイルアクセス契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求 を承諾します。
- 4 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス回線番号の変更の請求に当たっ て事実に反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとしま す。

第11条~第11条の2 (略)

(利用権の譲渡)

第12条 (略)

2 (略)

第10条 (略)

第10条の2 削除

第11条~第11条の2 (略) (利用権の譲渡) 第12条 (略) 2 (略)

~2022年6月30日

2022年7月1日~

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)~(6) (略)

- (7) カテゴリー X、カテゴリー F 又はカテゴリー G に係るものにあっては、次の場合に該当するとき。
- ア 利用権を譲り受けようとする者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを 含みます。以下本号において同じとします。) でないとき。
- 利用権を譲り受けようとする者の利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを 利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であると き。
- ウ その利用権の譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義の モバイルアクセス回線番号が属することとなるとき。
- (8) カテゴリーW (タイプ1に係るものに限ります。) に係るものにあっては、利用権を譲り受けようとする者が、当社の I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約 (タイプ6-3コース1メニュー1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。) を同時に利用しないとき。
- (9) カテゴリーW (タイプ2に係るものに限ります。) に係るものにあっては、利用権を譲り受けようとする者が、当社の I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約 (タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。) を同時に利用しないとき。

(10) (略)

4 (略)

(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)

第13条 (略)

- 2 前項の場合において、モバイルアクセスサービス契約者(カテゴリーWに係るものに限ります。)が携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に 先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。
- 4 前項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理して頂きます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、 これを承認します。

(1)~(6) (略)

- (7) 利用権を譲り受けようとする者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。)でないとき。
- (8) 利用権を譲り受けようとする者の利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。
- (9) その利用権の譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるとき。

(10) (略)

4 (略)

(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)

第13条 (略)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

~2022年6月30日 2022年7月1日~

5 前項までに規定するほか、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)は、事業法第26条の3第1項に規定する書面によるモバイルアクセス契約の解除 (以下「初期契約解除」といいます。)を請求することができます。

(当社が行うモバイルアクセス契約の解除)

第14条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項に規定するほか、卸電気通信役務を利用して当社が提供するモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)にあっては、当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)が第18条第1項第1号の規定に該当し、そのことについて当社が督促を行ってもなおその事実を解消しない場合は、第1項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るものに限ります。)を解除します。
- 4 当社は、次に掲げるモバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセスサービスと同時 に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約の解除等を行った場合は、そ のモバイルアクセス契約を解除することがあります。
- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) カテゴリーWに係る者(タイプ1に係る者に限ります。)

当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1メニュー1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)

- (4) カテゴリーWに係る者(タイプ 2 に係る者に限ります。) 当社の I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第 2 種契約 (タイプ 6 - 3 コース 1 メニュー 1 プラン 3 に係るものであって、音声通話機能付き契約者カード
- 5 前4項に規定するほか、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)に提供したモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに限ります。)について、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

6~7 (略)

の利用に係るものに限ります。)

5 削除

(当社が行うモバイルアクセス契約の解除)

第14条 (略)

- 2 (略)
- 3 削除

4 削除

5 削除

6~7 (略)

~2022年6月30日

2022年7月1日~

第5章~第6章 (略)

第7章 利用中止等

第17条 (略)

(利用停止)

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(モバイルアクセスサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1)~(10) (略)

(11) カテゴリーWに係るものにあっては、そのモバイルアクセスサービスと同時に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約を同時に利用していないことを当社が知ったとき。

ア タイプ1に係る者

当社の I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6

- 3 コース 1 メニュー 1 プラン 1 に係るものであって、音声通話機能付き契約者力
- ードの利用に係るものに限ります。)
- イ タイプ2に係る者

当社の I P通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6

- 3コース1メニュー1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者力
- ードの利用に係るものに限ります。)

(12)~(13) (略)

第5章~第6章 (略)

第7章 利用中止等

第17条 (略)

(利用停止)

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(モバイルアクセスサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1)~(10) (略)

(11) 削除

(12)~(13) (略)

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 2022年7月1日~ ~2022年6月30日 2 前項に規定するほか、当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限 2 削除 ります。以下この項において同じとします。)が次に掲げる事項(当社が別に定める規 定に係るものに限ります。) について、事実を告げず、又は不実のことを告げること等 により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付(当社が別に定める場合に限り ます。) することができない場合、そのモバイルアクセス契約者に対し、当該事項の確 認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金に ついて支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6か月以内で当社が定める期 間、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。 (1) モバイルアクセス契約者の氏名又は名称 (2) モバイルアクセス契約者の住所又は居所 (3) その他モバイルアクセスサービスの提供に必要な事項 3~4 (略) 3~4 (略) (注1) 本条第2項の当社が別に定める規定は、第8条(モバイルアクセス契約申込の方 法)、第12条(利用権の譲渡)、別記2(モバイルアクセス契約者の地位の承継)及び別 記3(モバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出)とします。 (注2) 本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2(書面交付)の規定に

(注3) 本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面 することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします

(利用限度額の設定)

基づき当社が交付する書面とします。

第18条の2 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。)が当社に支払うべき音声通信利用料(通信のうち本邦と外国との間で行われるものに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)及び国際アウトローミング利用料の1の料金月における累計額(既に当社に支払われた額を除いた額とします。)について、それぞれ限度額(以下「利用限度額」といいます。)を設定することがあります。

- 2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 3 モバイルアクセス契約者は、第1項に規定する音声通信利用料又は国際アウトローミング利用料の1の料金月における累計額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、通信のうち本邦と外国との間で行われるもの又は国際アウトローミングを利用することはできません。

第18条の2 削除

~2022年6月30日 2022年7月1日~

4 モバイルアクセス契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。

(注) 本条第2項の当社が別に定める額は、音声通信利用料については2万円とし、料金表に定める国際アウトローミング利用料については5万円とします。

第19条 (略)

第8章 通信

(通信利用の制限)

第20条 (略)

2~4 (略)

4の2 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)に 係る通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

4の3 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者であって、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)又は(26)(契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引)の割引を利用している者に限ります。)が連続して5時間以上通信(ボイスモードに係るものに限ります。以下この項において同じとします。)を行った場合には、その通信を切断することがあります。

5~9 (略)

第20条の2 (略)

(接続通信時間の測定)

第20条の3 モバイルアクセスサービスに係る接続通信時間(契約者回線から料金表通 則に規定する通信の相手先への接続時間をいいます。以下同じとします。)の測定については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第21条 当社が提供するモバイルアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 (略)

第19条 (略)

第8章 通信 (通信利用の制限)

第20条 (略)

2~4 (略)

4の2 削除

4の3 削除

5~9 (略)

第20条の2 (略)

第20条の3 削除

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第21条 当社が提供するモバイルアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 (略)

~2022年6月30日

2022年7月1日~

(注)本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、<u>音声通信利用料、</u>付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

第21条の2 (略)

第22条 前条の規定によるほか、モバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係る者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が測定した情報量(そのモバイルアクセス契約者以外の者が行った通信により生じた情報量を含みます。) と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した利用料(データ通信利用料及び付加機能利用料に限ります。) の支払いを要します。

2 (略)

第22条の2~第22条の3 (略)

第22条の4 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。)は、そのモバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)に基づいて当社がモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定するモバイルアクセス契約に係る定額利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りでありません。

(1)第13条 (モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除) 第5項に規定する初期契約解除があった場合

(2)料金表に別段の定めがある場合

2 モバイルアクセス契約者は、ボイスモードによる通信及び国際アウトローミングによる通信(そのモバイルアクセス契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、当社が測定した情報量及び接続通信時間並びに料金表第1表の規定(料金(附帯サービスの料金を除きます。))とに基づいて算定した音声通信利用料及び国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

(注) 本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に 応じて、定額利用料、データ通信利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び 電話リレーサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

第21条の2 (略)

第22条 前条の規定によるほか、モバイルアクセス契約者は、当社が測定した情報量(その モバイルアクセス契約者以外の者が行った通信により生じた情報量を含みます。)と料金表 第1表(料金)の規定とに基づいて算定した利用料(データ通信利用料及び付加機能利用 料に限ります。)の支払いを要します。

2 (略)

第22条の2~第22条の3 (略)

第22条の4 削除

~2022年6月30日

3 第1項の場合において、モバイルアクセスサービスを利用することができない状態が 生じたときの利用料の支払いは、第21条の2(利用料の支払義務)第2項の規定に準じ て取り扱います。

- 4 第2項に規定する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別な事情があるときは、モバイルアクセス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 5 前4項の規定にかかわらず、モバイルアクセス契約者は、協定事業者が料金設定を行うものについては、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより料金の支払いを要します。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金 を返還します。

第23条~第23条の2 (略)

(初期契約解除に係る取扱い)

第23条の3 第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)第5項に規定する初期契約解除を行った場合において、モバイルアクセス契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、モバイルアクセス契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、モバイルアクセスサービスに係る料金及びその他の債務と同額とします。

2 削除

第3節~第4節 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

第26条 (略)

(延滞利息)

第27条 (略)

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているモバイルアクセス 契約(カテゴリーWに係るものに限ります。以下この項において同じとします。)につ いて、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約に基づき支払うべき料金そ の他の債務がないときは、そのモバイルアクセス契約に係る延滞利息の支払い義務を適 用しない場合があります。

第23条~第23条の2 (略)

2022年7月1日~

第23条の3 削除

第3節~第4節 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

第26条 (略)

(延滞利息)

第27条 (略)

2 削除

~2022年6月30日

2022年7月1日~

第10章~第11章 (略)

第12章 雑則

第33条~第35条 (略)

(利用に係るモバイルアクセス契約者の義務)

第36条 モバイルアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(6) (略)

- (7) (6)までに規定するほか、利用に係るモバイルアクセス契約者の義務については、 当社の I P 通信網サービス契約約款に定める契約者(ボイスモードの通信を行うこと ができるサービスの提供を受ける者に限ります。) の義務に準じるものとします。
- 2 (略
- 3 モバイルアクセス契約者 (カテゴリーX、カテゴリーF又はカテゴリーGに係る者に限ります。) は、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスを法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。) 以外の者へ提供しないものとします。

第37条 削除

(技術資料の閲覧)

第38条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、モバイルアクセスサービス(カ デゴリーX、カテゴリーF及びカテゴリーGを除きます。)を利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(モバイルアクセス契約者の氏名等の通知)

第39条 (略)

2 前項に規定するほか、当社は、国際電気通信事業者等(契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)のXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する者をいいます。)からモバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この項において同じとします。)の氏名等の通知の請求があった場合は、そのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番番号等をその国際電気通信事業者等に通知することがあります。

第39条の2~第39条の3 (略)

第10章~第11章 (略)

第12章 雑則

第33条~第35条 (略)

(利用に係るモバイルアクセス契約者の義務)

第36条 モバイルアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)~(6) (略)

(7) 削除

2 (略)

3 モバイルアクセス契約者は、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスを法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。)以外の者へ提供しないものとします。

第37条 削除

第38条 削除

(モバイルアクセス契約者の氏名等の通知)

第39条 (略)

2 削除

第39条の2~第39条の3 (略)

~2022年6月30日

2022年7月1日~

(電気通信事業者への情報の通知)

第39条の4 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係るものに限ります。)は、携帯 | 第39条の4 削除 電話・PHS番号ポータビリティに係る当社以外の電気通信事業者からの請求に基づ き、氏名、住所、モバイルアクセス回線番号及び生年月日等の情報(その携帯電話・P HS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。)を当社が通知 することにあらかじめ同意するものとします。

第40条~第40条の2 (略)

(本人特定事項の取扱い)

第40条の3 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに限ります。)の提供に あたり、当社が取得する本人特定事項(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認 等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年4月15日法律第 31号)に定めるものをいいます。以下同じとします。)の取扱いについては、別記9の 3に定めるところによります。

第41条~第41の2 (略)

(時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)

第41条の3 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条 │ 第41条の3 削除 において同じとします。)は、次表に規定する時報サービス、天気予報サービス及び災 害用伝言ダイヤルサービスを利用することができます。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通	117
	知するサービス	
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象	177
	に関する気象情報を通知するサービ	
	<u> </u>	

第40条~第40条の2 (略)

第40条の3 削除

第41条~第41の2 (略)

モバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】	2022年6月15日現在
~2022年6月30日		2022年7月1日~

災害用伝言ダイヤルサ	災害が発生した場合(国又は地方公共	171
ービス	団体により防災訓練が実施される場	
	合等を含みます。)に、特定協定事業社	
	が必要と認める期間内において、3桁	
	の数字からなるサービス番号並びに	
	連絡番号又は連絡番号及び暗証番号	
	を使用して特定協定事業者の音声蓄	
	積装置へ行う通話について、メッセー	
	ジの蓄積、再生及び消去を行うサービ	
	<u> </u>	

- 2 モバイルアクセス契約者は、前項に規定する時報サービス、天気予報サービス又は災害用伝言ダイヤルサービスを、ボイスモードにより利用することができます。
- 3 当社は、時報サービス又は天気予報サービスに係る通信について、時報又は天気予報 を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、 その通信を打ち切ります。
- 4 モバイルアクセス契約者の時報サービス、天気予報サービス又は災害用伝言ダイヤルサービスの利用に係る通信の料金については、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))に定めるその者の契約者回線から別記4の2に定める加入電話等契約への通信を行った場合の音声通信利用料を適用するものします。

(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する電報サービスの利用等)

- 第41条の4 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条 において同じとします。)は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の 契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。
- 2 モバイルアクセス契約者は、当社が前項の規定により電報を利用した場合(電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。)に生じた電報サービスに係る債権を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- 3 前項の場合において、当社は、モバイルアクセス契約者への個別の通知又は譲渡承認 の請求を省略するものとします。

第41条の4 削除

2022年7月1日~ ~2022年6月30日

- 4 第2項の規定により当社が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社か ら譲り受けた債権については、第24条(料金の計算等)から第27条(延滞利息)及び 料金表通則の規定に準じて取扱います。
- 5 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者以外の者がそのモバイルアクセ ス契約者に係る契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払いを 要するものとし、その利用により生じた債権については、前4項の規定に準じて取り扱 います。

(相互接続番号案内)

第41条の5 モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条 | 第41条の5 削除 において同じとします。)は、そのモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るも のに限ります。以下この条において同じとします。) に係る電気通信設備から、相互接 続番号案内(相互接続点を介して別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続 し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することが できます。

2 モバイルアクセス契約者は、相互接続番号案内を利用した場合、相互接続番号案内を 利用のつど、料金表第1表第3(相互接続番号案内に関する料金)に規定する相互接続 番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料(以下「番号案内接続通信料」 といいます。)の支払いを要します。

(注) 本条第1項に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日 本電信電話株式会社とします。

第41条の6~第41条の8 (略)

第13章 (略)

別記

1 モバイルアクセスサービスの提供区間 当社は、次に掲げる区間においてモバイルアクセスサービスを提供します。

- (1)~(3) (略)
- (4) 契約者回線の終端とインターネット接続点との間
- (5) 契約者回線の終端と外国との間
- 2~4 (略)
- 4の2 ボイスモードの通信に係る契約

第41条の6~第41条の8 (略)

第13章 (略)

別記

1 モバイルアクセスサービスの提供区間 当社は、次に掲げる区間においてモバイルアクセスサービスを提供します。

(1)~(3) (略)

- (4) 削除
- (5) 削除

2~4 (略)

4の2 削除

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 ~2022年6月30日 2022年7月1日~

契 約	内容
加入電話等契約	電気通信番号規則(令和元年総務省令
	第4号) 別表第1号に規定する固定端
	末系伝送路設備を識別するための電気
	通信番号を用いる電気通信サービス
	(それに付随するものを含みます。)に
	係る契約
携帯電話等契約	無線設備規則(昭和25年電波監理委員
	会規則第18号)第3条第1号に規定す
	る携帯無線通信を用いる電気通信サー
	ビスに係る契約
PHS等契約	電波法施行規則(昭和25年電波監理委
	員会規則第14号)第6条第4項第6号
	に規定するPHSの陸上移動局との間
	で行われる無線通信を用いる電気通信
	サービスに係る契約
削除	削除

4の3~9の2 (略)

9の3 本人特定事項の照会

当社は、第9条(モバイルアクセス契約申込の承諾)に定めるモバイルアクセス契約申込み(カテゴリーWに係るものに限ります。)の承諾、第12条(利用権の譲渡)に定める利用権(カテゴリーWに係るものに限ります。)の譲渡の承認及び第36条(利用に係るモバイルアクセス契約者の義務)に係る事実(カテゴリーWに係るものに限ります。)の確認を行うにあたっては、本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等について、発行元の機関に対して照会(警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。)を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。

10~12 (略)

料金表 通則 4の3~9の2 (略)

9の3 削除

10~12 (略)

料金表 通則

~2022年6月30日

2022年7月1日~

1 (略)

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。) をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとし、カテゴリーGに係る利用料(定額利用料に限ります。以下この条において同じとします。)について(1)から(3)までに該当する場合及びカテゴリーWに係る利用料について(1)、(2)、(3)及び(5)に該当する場合には日割しません。

(1)~(5) (略)

2の2~12 (略)

(消費税相当額の加算)

13 第21条の2 (利用料の支払義務)から第23条の3 (初期契約解除に係る取扱い)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額 (次に掲げるものを除きます。)は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

- (1) (略)
- (2) 料金表第1表(料金)に規定する最低利用違約金
- (3) 音声通信利用料(通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。) を含みます。以下同じとします。) との間で行われるものに係るものに限ります。)

(4)~(5) (略)

(6) 国際アウトローミングの利用に係る料金

(注1)~(注2) (略)

14 (略)

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

- 15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。
- (1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

1 (略)

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。) をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとし、カテゴリーGに係る利用料(定額利用料に限ります。以下この条において同じとします。)について(1)から(3)までに該当する場合には日割しません。

(1)~(5) (略)

2の2~12 (略)

(消費税相当額の加算)

13 第21条の2 (利用料の支払義務) から第23条の2 (工事費の支払義務) までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額 (次に掲げるものを除きます。) は、この料金表に定める額 (税抜価格 (消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。) に基づき計算された額とします。) に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)) の合計と異なる場合があります。

- (1) (略)
- (2) 削除
- (3) 削除

(4)~(5) (略)

(6) 削除

(注1)~(注2) (略)

14 (略)

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

- 15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。
- (1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

~2022年6月30日

2022年7月1日~

ア カテゴリーX、カテゴリーF又はカテゴリーGに係るもの

当社のUniversal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するUniversal Oneサービスに係る1の電気通信設備

イ カテゴリーWに係るもの

株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款、5 Gサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置す

る1の電気通信設備

(2)~(4) (略)

16~17 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

区 分	内容
(1)~(6) (略)	(略)
(7) モバイルア	ア 当社は、2 (料金額) に規定するモバイルアクセスサー
クセスサービス	ビス(カテゴリーWに係るものに限ります。)に係る定額
(カテゴリーW	利用料及び音声通信利用料については、1のモバイルアク
に係るものに限	セス契約ごとに定額利用料の基本額に音声通信利用料及
ります。) に係る	び国際アウトローミング利用料の額を加算して適用しま
定額利用料及び	<u>す。</u>
音声通信利用料	
の適用	
	イ モバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係る者に限り
	ます。)は、料金表別表1(モバイルアクセスサービス(カ
	テゴリーWに係るものに限ります。)の基本機能)に規定
	する機能を基本機能として利用するものとします。この場
	合において、その料金その他の提供条件については、第2
	(料金額)及び別表1に定めるものとします。
(8) 付加機能利	当社は、2 – 5に規定する付加機能利用料(留守番電話及び
用料の適用	

当社のUniversal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するUniversal Oneサービスに係る1の電気通信設備

(2)~(4) (略)

16~17 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

区	分	内		容
(1)~(6)	(略)		(略)	
(7) 削除		削除		
(8) 削除		削除		

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 ~2022年6月30日 2022年7月1日~

(9)~(10) (略)	(略)			
(11) 最低利用	ア モバイルアクセスサービス (カテゴリーWに係るものに			
期間内にモバイ	限ります。)には最低利用期間があります。			
ルアクセス契約	イ 当社は、最低利用期間内にモバイルアクセス契約(カテ			
の解除等があっ	ゴリーWに係るものに限ります。) の解除があった場合は、			
た場合の料金の	次表に規定する額(以下「最低利用違約金」といいます。)			
適用	- を当社が定める期日までに一括してモバイルアクセス契			
	約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)から支払って			
	いただきます。			
	_ ただし、第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイ			
	ルアクセス契約の解除)の第5項に規定する初期契約解除			
	に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの			
	限りでありません。			
	最低利用違約金の額 1,000円			
(12) 削除	削除			
(13) 接続通信	ア 接続通信時間は、その契約者回線と料金表通則に規定す			
時間の測定	る通信の相手先との間を接続して通信できる状態にした			
	時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の			
	信号を受け、又は第20条 (通信利用の制限) 第4項の規定			
	信号を受け、又は第20余(通信利用の制限)第4項の規定			
	信号を受け、又は第20条(通信利用の制限)第4項の規定 により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(契約事業者を含みます。)の機器により測定			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社 (契約事業者を含みます。) の機器により測定します。			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(契約事業者を含みます。)の機器により測定します。 / 次の時間はアに規定する接続通信時間には含みません。 (1) 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(契約事業者を含みます。)の機器により測定します。			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(契約事業者を含みます。)の機器により測定します。 イ 次の時間はアに規定する接続通信時間には含みません。 (1)発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 (2)発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切った場合(第20条第4項の規定による場合			
	により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(契約事業者を含みます。)の機器により測定します。			

(9)~(10)	(略)	(略)
(11) 削除		削除
(12) 削除		削除
(13) 削除		削除

~2022年6月30日

2022年7月1日~

(14) 当社の機器の故障等によりデータ通信利用料等を正しく算定することができなかった場合の取扱い

(14) 当社の機 当社(契約事業者を含みます。)の機器の故障等により正し 器の故障等によ く算定することができなかった場合のデータ通信利用料、音 りデータ通信利 <u>声通信利用料</u>又は付加機能利用料は、次のとおりとします。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料 又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった 期間の日数を乗じて得た額

- (注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
- (1) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(14) 当社の機器 の故障等により データ通信利用 料等を正しく算 定することがで きなかった場合 の取扱い

14) 当社の機器 当社(契約事業者を含みます。)の機器の故障等により正しく算の故障等により 定することができなかった場合のデータ通信利用料又は付加機データ通信利用 能利用料は、次のとおりとします。

料等を正しく算 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、 次のとおりとします。
- (1) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	モバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】	2022年6月15日現在
	~2022年6月30日	2022年7月1日~	
	(2) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料若しくは付加機能利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料若しくは付加機能利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額		(2) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通信利用料若しくは付加機能利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデータ通信利用料若しくは付加機能利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(15) 削除	削除	(15) 削除	削除
(16) 本邦とイ	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定	(16) <u>削除</u>	削除
ンマルサットシ	衛星携帯電話との間で行われる通話については、その着信先		
ステムに係る移	となる移動地球局又は特定衛星携帯電話の所在地にかかわ		
動地球局又は特	らず、通信のうち本邦と外国との間で行われるものとして取		
定衛星携帯電話	り扱います。		
との間の通話の			
<u>取扱い</u>			
(17) 昼間、夜間	ア 「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。	(17) <u>削除</u>	<u>削除</u>
及び土曜日・日	ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについ		
曜日・祝日の料	ては、その部分を除いた時間帯をいいます。		
金額の適用			
	区分 時間 帯		
	<u>年間 午前8時から午後7時までの間</u>		
	を問している。 本間 年前 0 時から午前 8 時までの間及 でも似ってはいる。 ながれる時までの問及		
	び午後7時から午後12時までの間		
	イ 「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。		
	<u>区分</u> <u>時間帯</u>		

モバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】 2022年6月15日現在
~2022年6月30日	2022年7月1日~
土曜日・日曜 日・祝日 土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日・祝日日・祝日日・祝日日 土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日・祝日日・祝日日 日に関する法律(昭和23年法律第1 78号)の規定により休日とされた日 並びに1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間 ウ 国際通話(通信のうち本邦と外国との間で行われるものとします。以下この欄において同じとします。)においては、2(料金額)の2-3-2に変更があった場合であって、その変更前に通話の開始があった場合には、変更前の料金額を適用します。	(18) 削除
(19) 国際アウトローミングに係る通信モードには、第4条の 2 (モバイルアクセスサービスの通信モード)第2項に規定するモバイルアクセスサービスの通信モード(データモードを除きます。)と同一の種類及び2(料金額)に規定する付加機能(簡易メール(SMS)機能で提供する通信モードに相当するもの(以下この料金表第1表及び別表2においてショートメッセージ通信モードといいます。)があります。この場合において、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者又は通信の状況等により異なります。 イ 国際アウトローミングにより利用できる通信モードは、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、別表2に定めるところによります。	(19) 削除

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 ~2022年6月30日 2022年7月1日~

(20) 国際□-	国際ローミング機能に係る利用料は、その通信モードに応じ	(20) 削除	削除
ミング機能に係	て測定した通信時間情報量又は通信回数と2(料金額)の規		
る利用料の適用	ー 定により算定した額を適用します。この場合において、着信		
<u>等</u>			
_	アウトローミング利用料及び国際ローミング機能に係る着		
	信に関する国際通話料を合算して適用します。		
(21) 国際アウ	国際アウトローミング利用料の区分は、別表2及び別表3に	(21) 削除	削除
トローミング利	定めるその国際アウトローミングに係る外国の電気通信事		
用料の区分の適	業者のグループに応じて適用します。		
<u>用</u>			
(22) 国際ロー	国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料の区分	(22) 削除	削除
ミング機能に係	は、別表4に定めるその国際アウトローミングに係る取扱地		
る着信に関する	域のグループに応じて適用します。		
国際通話料の区			
分の適用			
(23) 契約者指	ア モバイルアクセスサービス (カテゴリーWに係るものに	(23) 削除	削除
定番号発信機能	限ります。)の契約者指定番号発信機能を利用して行う通		
に係る通信の料	信(ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄にお		
金の適用	いて同じとします。)のうち、国内通信に係る音声通信利		
	用料については次のとおり取り扱います。		
	音声通信利用料の額は、通信を開始した時点から起算し、		
	通信先の通信設備及び時間帯にかかわらず30秒までごと		
	に10円(11円)とします。		
	イ 契約者指定番号発信機能を利用して行う通信のうち、国		
	際通信(本邦と外国との間に行われるものをいいます。)		
	に関する料金については2-3-2-2(契約者指定 		
	番号発信機能に係るもの)に規定する料金表を適用しま		
	<u> </u>		

~2022年6月30日 2022年7月1日~	
2022+77110	
ウ モバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係る者) が第 2 種契約 (タイブ6 - 3のコース1のメニュー1のブラン3 (500MB/月の区分に係るものに限ります。) に係るものに限ります。) を同時に利用している場合。当社がその第2種契約に係る定額利用料 (ただし、当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ6 - 3のコース1のメニュー1のブラン3 (500MB/月の区分に係るものに限ります。) に係るものに限ります。) の保供を開始した日を含む月と同一の月にその第2種契約を解除したことにより生じたものを除きます。) の請求と同一の月に請求する料金のうち、その第2種契約に係るモバイルアクセス契約において本項のアの規定により適用される音声通信利用料の金額 (その請求に際しモバイルアクセス契約において(24) または (25) に規定する割引の適用を受ける場合は、その割引を適用した金額とします。)を合質したものについて、1のモバイルアクセス契約 (カテゴリーWに係るもので、その請求においてそのモバイルアクセス契約に係る定額利用料が請求されているものに限ります。) につき次表に規定する金額を上限として減額して適用します。	

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 2022年7月1日~ ~2022年6月30日 ア 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る (24) 削除 削除 (24) 契約者指 定番号発信機能 者に限ります。以下この欄において同じとします。) から この割引の申出があったモバイルアクセスサービス (カテ に係る短時間通 話割引 ゴリーWに係るものに限ります。) について、次表に掲げ る定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出が あった日を含む料金月以降、契約者指定番号発信機能を利 用して行う1の通信(ボイスモードに係るものに限りま す。以下この欄において同じとします。) ごとに接続通信 時間が10分を経過するまでの間、(23)(契約者指定番号発 信機能に係る通信の料金の適用)のアの規定を適用しませ ん。この場合において、接続通信時間が10分を超える通信 については、(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の 料金の適用)のアの規定について、「30秒までごとに」を「1 0分を超える接続通信時間30秒までごとにしと読み替えて 適用します。 定額料 (月額) 850円 (935円) イ 第21条の2 (利用料の支払義務) に規定するほか、この 割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者(カテゴリー Wに係る者に限ります。)は、この割引の適用を開始した 日を含む料金月から起算して、そのモバイルアクセス契約 についてこの割引の適用を受けている料金月(その末日ま でに現に適用を受けているこの割引の適用の廃止の申出 があった場合(そのモバイルアクセス契約に係る廃止の申 出と同時にこの割引の廃止の申出があった場合を除きま す。なお、この場合は1料金月とします。)を除きます。) について、定額料の支払いを要します。 ただし、そのモバイルアクセス契約(カテゴリーWに係 るものに限ります。以下この欄において同じとします。) に係る申込があった日を含む料金月については、定額料の

支払いを要しません。

Ŧ	Eバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表	】 2022年6月15日現在
	~2022年6月30日		2022年7月1日~
(25) 契約者指 (25)	(主2) カの当社が別に定める電気通信番号について現に該するものを定めたときは、当社は、Webサイト(htt s://www.ntt.com/personal/signup/mobile/one/voie/denwa.html)への掲載その他の方法によりこれを周担ます。 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る話に限ります。以下この欄において同じとします。)からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)について、次表に掲げい定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出がいた日を含む料金月以降、当社が別に定める電気通信番号、(電気通信番号の数について3を上限とします。)に係電話等設備への契約者指定番号発信機能を利用して行い通信(ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄話がいて同じとします。)について、(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)のアの規定を適用しません。 定額料(月額) 850円(935円) 第21条の2(利用料の支払義務)に規定するほか、この目の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約をして、そのモババルアクセス契約についてこの割引の適用を受けている。自身に関係上の申出があった場合(そのモバイルアクセス契約についてに変調用を受けているこの割引の廃止の申出があった場合を除きます。なお、この場合は1料金月としまま。)を除きます。以下この欄において同じとします。)を除きます。以下この欄において同じとします。)たのに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る申込があった日を含む料金月については、定額料のき払いを要しません。	(25) 削除	

アクセス契約の解除)の第5項に規定する初期契約解除に 伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合は定額料 の支払を要しません。 ウ イに規定するほか、当社は、本欄に規定する定額料につ いて、月額料金に準じて取り扱います。 エ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス 契約者について、当社が別に定める場合に該当する場合 は、この割引を適用しないことがあります。 オ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がエの 場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への 音声通信利用料について、この割引を適用しない場合があ ります。 カ 当社は、この割引の廃止の申出があった場合、アの規定
引を適用しないものとします。 また、当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1 (適用) (24) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引) 又は(26) (契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引)の割引の申出があった場合、その申出があった日を含む料金月においてこの割引の廃止の申出があったものとして取り扱います。 (注1) アの当社が別に定める電気通信番号とは、料金月ごとに、その料金月内に発信した契約者指定番号発信機能を利用して行う通信について、接続先となる電気通信番号ごとに(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)のアの規定に基づき通話料を計算した場合の通話料の額 (以下この欄において「判定対象額」といいます。) について、任意の3の電気通信番号番号を抽出した場合にその

モバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】 2022年6月15日現在
~2022年6月30日	2022年7月1日~
ただし、その料金月における接続先となる電気通信番号の数が3に満たない場合は、その料金月における接続先となる電気通信番号の全ての電気通信番号を、判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号が4以上ある場合は、次表に掲げる選択方法に基づく優先順位に従い当社が指定する3の電気通信番号(その3の電気通信番号に係る判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号とします。)を、当社が別に定める電気通信番号とします。 「運択方法」は電気通信番号について、最初にダイヤルする数字を1桁目とし、以降ダイヤルする順に桁数を定めます。 2 判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号について、1桁目から順にその数値を比します。 3 2の規定に従い、初めて異なる数字が現れた桁において値の小さい数字を含む電気通信番号を優先するものとします。ただし、異なる数字が現れることなく数を有しない桁が現れた場合は、数を有しない桁を含む電気通信番号を優先するものとします。ただし、異なる数字が現れることなく数を有しない桁が現れた場合は、数を有しない桁を含む電気通信番号を優先するものとします。 (注2) エの当社が別に定める場合は、通信を行うことを目的とせずに通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為(それを知って加担する行為を含みます。)をそのモバイルアクセス契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。(注3) オの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載もの他の方法によりごれを周知します。	

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 ~2022年6月30日 2022年7月1日~ (26) 契約者指 定番号発信機能 に係る一括国内 通話割引 ア 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る 大きでは、カラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(26) 契約者指 ア 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る 定番号発信機能 に係る一括国内 通話割引 (26) 削除 道話割引 ブリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じ とします。)について、次表に掲げる定額料を当社に支払	
定番号発信機能 者に限ります。以下この欄において同じとします。)からに係る一括国内 この割引の申出があったモバイルアクセスサービス (カテ	
ラごとを条件に、この割引の甲出があった日を含む料金月以降、1(週用)(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の週用)のアの規定を適用しません。 定額料(月額) 1,300円(1,430円) イ 第21条の2(利用料の支払義務)に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を受けている利金月の地にのでは、1の10円の間があった場合(その下にイルアクセス契約についてこの割引の適用を受けている料金月(その末日までに現に適用を受けている。 利金月(その末日までに現に適用を受けているこの割引の適用の廃止の申出があった場合(そのモバイルアクセス契約に係る廃止の申出と同時にこの割引の廃止の申出があった場合を除きます。なお、この場合は1料金月とします。)を除きます。なお、この場合は1料金月とします。)ただし、そのモバイルアクセス契約(カテゴリーWIC係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る申込があった日を含む料金月については、定額料の支払いを要しますん。また、第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の解除)の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の解除があった場合はこの限りでありません。 ウ イに規定するほか、当社は、本欄に規定する定額料について、月額料金に挙じて取り扱います。	

は、この割引を適用しないことがあります。

~2022年6月30日

2022年7月1日~

- オ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話が工の 場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への 音声通信利用料について、この割引を適用しない場合があ ります。
- カ 当社は、この割引の廃止の申出があった場合、アの規定 に関わらずその申出があった日を含む料金月よりこの割引を適用しないものとします。

また、当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1(適用)(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)又は(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)の割引の申出があった場合、その申出があった日を含む料金月においてこの割引の廃止の申出があったものとして取り扱います。

(注1) 工の当社が別に定める場合は、通信を行うことを目的とせずに通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為(それを知って加担する行為を含みます。)をそのモバイルアクセス契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。

(注2) オの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。

2 料金額

2-1 定額利用料

 $2-1-1\sim 2-1-5$ (略)

2-1-6 カテゴリーWに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

区分	基本額
タイプ1	220円(242円)
タイプ 2	120円(132円)

2 料金額

2-1 定額利用料

 $2-1-1\sim 2-1-5$ (略)

2-1-6 削除

~2022年6月30日

2022年7月1日~

2-1-7 (略)

2-2 (略)

2-3 音声通信利用料

2-3-1 2-3-2以外のもの

2-3-1-1 2-3-1-2以外のもの

2-3-1-1-1 削除

2-3-1-1-2 削除

2-3-1-1-3 削除

2-3-1-1-4 削除

2-3-1-2 カテゴリーWに係るもの

2-3-1-2-1 契約者回線からの通信に係るもの

区分	単 位	料金額
音声通信利用料	1の通信につき	20円(22円)
	接続通信時間30	
	秒までごとに	

2-3-1-2-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

区分	<u>単 位</u>	料金額
デジタル通信利用料	接続通信時間30秒まで	36円(39.6円)
	ごとに	

2-3-1-2-3 削除

2-3-2 通信のうち本邦と外国との間で行われるもの

2-3-2-1 削除

2-3-2-2 カテゴリーWに係るもの

2-3-2-2-1 ボイスモードに係るもののうち2-3-2-2

以外のもの

料金額	1の通信につき接続通信時間30秒まで	
	ごとの料金額	
地域	平日昼間	その他
アイスランド	108円	78円

2-1-7 (略)

2-2 (略)

2-3 削除

~2022年6月30日 2022年7月1日~

(中略)	(中略)	(中略)
スラーヤ (88216)		200円

2-3-2-2 ボイスモードに係るもののうち、契約者指定番号発信 機能を利用して行った通信に係るもの

地 域	1の通信につき接続通信時間60秒まで
	ごとの料金額
アイスランド共和国	127円
(中略)	(中略)
ロシア連邦	127円

2-3-2-3 64kb/sデジタルモードに係るもの

料金額	1の通信につき接続通信時間30秒まで	
地 域	ごとの料金額	
アゾレス諸島	203円	
(中略)	(中略)	
ルクセンブルク大公国	203円	

2-4 国際ローミング機能に係る利用料

2-4-1 国際アウトローミング利用料

2-4-1-1 ボイスモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地	日本の電気通信	左2欄以外の国又
	域の電気通信設備	設備への通信	は地域の電気通信
	への通信		設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		

2-4 削除

~2022年6月30日 2022年7月1日~

別表2国際アウト	契約事業者(株式	契約事業者(株式	契約事業者(株式
ローミングに係る	会社NTTドコモ	会社NTTドコ	会社NTTドコモ
外国の電気通信事	に限ります。)が X	モに限ります。)	に限ります。)がX
業者の規定に従っ	i サービス契約約	がXiサービス	i サービス契約約
て適用されるグル	款又は5Gサービ	契約約款又は5	款又は5Gサービ
ープの番号	ス契約約款に規定	Gサービス契約	ス契約約款に規定
	する国際アウトロ	約款に規定する	する国際アウトロ
	ーミング(通話モ	国際アウトロー	ーミング(通話モ
	一ド(在圏する国	ミング(通話モー	一ド(在圏する国
	又は地域から本区	ド(在圏する国又	又は地域から本区
	分の通信を行う場	は地域から本区	分の通信を行う場
	合に限ります。) に	分の通信を行う	合に限ります。)に
	係るものに限りま	場合に限りま	係るものに限りま
	す。)の通信の利用	す。) に係るもの	す。)の通信の利用
	に係るものとみな	に限ります。) の	に係るものとみな
	した場合に適用さ	通信の利用に係	した場合に適用さ
	れる料金額と同額	るものとみなし	れる料金額と同額
		た場合に適用さ	
		れる料金額と同	
		額	
備考 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国			

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料 金 額
グループの番号	1分までごとに次の料金額

の電気通信事業者の定めるところによります。

別表3の1通話モ	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサ
ード又は64kb/s	ービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際
デジタル通信モー	アウトローミング(通話モード(国際アウトローミングに係
ドにより国際アウ	る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。) に
トローミングに係	係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした
る電気通信回線へ	場合に適用される料金額と同額
着信する通信に係	
る取扱地域の規定	
に従って適用され	
るグループの番号	
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の1通話モー
	ド又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミ
	- ングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の
	規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用す
	るものとします。

2-4-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地	日本の電気通信	左2欄以外の国又
	域の電気通信設備	設備への通信	は地域の電気通信
	への通信		設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		

別表2国際アウト	契約事業者(株式	契約事業者(株式	契約事業者(株式
ローミングに係る	会社NTTドコモ	会社NTTドコ	会社NTTドコモ
外国の電気通信事	に限ります。)がX	モに限ります。)	に限ります。)がX
業者の規定に従っ	i サービス契約約	がXiサービス	i サービス契約約
て適用されるグル	款又は5Gサービ	契約約款又は5	款又は5Gサービ
ープの番号	ス契約約款に規定	Gサービス契約	ス契約約款に規定
	する国際アウトロ	約款に規定する	する国際アウトロ
	<u>ーミング(64kb/</u>	国際アウトロー	ーミング(64kb/
	sデジタルモード	ミング (64kb/sデ	sデジタルモード
	(在圏する国又は	ジタルモード(在	(在圏する国又は
	地域から本区分の	圏する国又は地	地域から本区分の
	通信を行う場合に	域から本区分の	通信を行う場合に
	限ります。) に係る	通信を行う場合	限ります。) に係る
	ものに限ります。)	に限ります。) に	ものに限ります。)
	の通信の利用に係	係るものに限り	の通信の利用に係
	るものとみなした	ます。)の通信の	るものとみなした
	場合に適用される	利用に係るもの	場合に適用される
	料金額と同額	とみなした場合	料金額と同額
		に適用される料	
		金額と同額	
備考	在圏する国又は地域	 城の範囲は、その国際:	アウトローミングを
	提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。		

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

<u>区分</u>	料金額
グループの番号	1分までごとに次の料金額

モバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】 2022年6月15日現在
~2022年6月30日	2022年7月1日~

iサ
עו
国際
ント
5の
系る
E-
-Ξ
或の
月す
t (i

2-4-2 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料

2-4-2-1 ボイスモードに係るもの

区分	料金額
通話先区分	1分までごとに次の料金額
別表4の1国際口	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)が国際電
ーミング機能の着	話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能 (通話モ
信における国際通	ードに係るものに限ります。) の通信 (契約者回線から行わ
話料に係る取扱地	れるものに限ります。)の利用に係るものとみなした場合に
域の規定に従って	適用される料金額と同額
適用される通話先	
区分	
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の1国際口
	ーミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域に
	規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用す
	<u>るものとします。</u>

2-4-2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	料金額
通話先区分	1分までごとに次の料金額
別表4の2国際口	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)が国際電
- ミング機能の着	話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能(デジタ
信における国際通	ル通信モードに係るものに限ります。)の通信(契約者回線
話料に係る取扱地	から行われるものに限ります。)の利用に係るものとみなし
域の規定に従い、	た場合に適用される料金額と同額
適用される通話先	
区分	
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の2国際口
	-ミング機能の着信における国際通話料に規定する取扱地
	域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-4-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

<u>⊠</u>	料金額	
グループの番号	区分の詳細	送信1回ごとに
契約事業者(株式会社N	別表2国際アウトローミ	契約事業者(株式会社N
TTドコモに限ります。)	ングに係る外国の電気通	TTドコモに限ります。)
がXiサービス契約約款	信事業者の規定に従って	がXiサービス契約約款
又は5 Gサービス契約約	適用される区分及び事業	又は5Gサービス契約約
款に規定する国際アウト	<u>者</u>	款に規定する国際アウト
ローミング(ショートメ		ローミング(ショートメ
ッセージ通信モードに係		ッセージ通信モードに係
るものに限ります。) の通		るものに限ります。) の通
信の利用に係るものとみ		信の利用に係るものとみ
なした場合に、本表の区		なした場合に適用される
分の詳細に応じて適用さ		料金額と同額
れるグループの番号と同		
<u>じ番号</u>		

~2022年6月30日

2022年7月1日~

2-5 付加機能利用料

 $2-5-1\sim 2-5-2$ (略)

2-5-3 カテゴリーWに係るもの

T	<u>ランコン・ハール・ファ</u> 区分 単位 料金額				
			<u> </u>		
留守	留守番電話及び不在案内機能		1のモバイルアク	300円(330円)	
			セス契約ごとに		
			(月額)		
通話	中着信機能(キャッ	チホン)	1のモバイルアク	200円(220円)	
			セス契約ごとに		
			(月額)		
国	そのモバイルア	下記以外	1のモバイルアク	_	
際	クセスサービス	のもの	セス回線番号ごと		
電	(カテゴリーW		<u>[</u>		
話	に係るものに限	ボイスモ	1のモバイルアク	_	
利	ります。)を用い	ードに係	セス回線番号ごと	_	
用	て発信する国際	るものの	<u>[</u>		
休	通信 (通信のうち	うち、契約			
<u>止</u>	本邦と外国との	者指定番			
機	間で行われるも	号発信機			
能	のを規制する機	能を利用			
	能	して行っ			
		た通信に			
		係るもの			
	備考	当社は、モ	バイルアクセス契約者	(カテゴリーWに係	

2-5 付加機能利用料

 $2-5-1\sim 2-5-2$ (略)

2-5-3 削除

			,				
					i		
国別	表 2 に定め	る外国の電気通	1のモバイルアク	<u>-</u>			
際 信	事業者がモ	バイルアクセス	セス回線番号ごと				
<u>ア</u> サ	ナービス(カ	テゴリーWに係る	<u>[</u>				
ウ も	のに限りま	す。以下この条に					
<u>ウ</u> <u>も</u>	らいて同じと	します。) に係る					
	多動無線装置	置との間に電気通					
_ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	回線を設定	こして提供する電					
三気	通信サービ	これを利用するこ					
ニ	とができる機	能					
<u>グ</u> 備	誟	1 当社は、モバ	イルアクセス契約者(カテゴリーWに係る			
機		者に限ります。)	に限りこの機能を提供	供します。_			
能		2 外国の電気通	信事業者が定める国際	アウトローミングの			
		営業区域内であ	っても、屋内、山間部	等電波が伝わりにく			
		いところでは、通	通信を行うことができ	ない場合があります。			
		3 1の規定にか	かわらず、利用停止等	によりモバイルアク			
		セスサービスを	利用できないとき又は	電気通信設備の保守			
		上若しくは工事.	上やむを得ないときは	、国際アウトローミ			
		ングを利用する	ことができない場合が	あります。			
		4 3の規定によ	るほか、国際アウトロ	ーミングの利用につ			
		いては、外国の	法令又は外国の電気通	信事業者が定める契			
		約約款等により	制限されることがあり	ます。_			
<u>, </u>	•						
2 –	6 ~ 2 − 7	(略)				$2 - 6 \sim 2 - 7$	(略)
第2 (日	略)				第2	(略)	
第3 相	第3 相互接続番号案内に関する料金 第3 削除						
1 適	用						
X	分	P	ካ	容			
(1) 相	1互接続番	第41条の5(相互	接続番号案内に関する	8料金)に規定する相			
号案内	内に関する	互接続番号案内に	関する料金は、当社の	提供区間と協定事業			
料金の	の設定	者の提供区間とを	合わせて当社が定める	きす。			

/2) 担互按结果	#85+	文结 来 早 安 山 に	問する料金の	0.4000年に使えか扱いなが	
(2) 相互接続番	1 -			D免除等に係る取扱い及び	
号案内に関する				D支払いを要しない場合の	
料金の免除等の	取扱し	取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準ずる			
<u>取扱い</u>	もので	<u>ものとします。</u>			
(3) 番号案内接	番号第	番号案内接続通信料(カテゴリーWに係るものに限ります。)			
続通信料の適用	のうち	のうち、次表に定める上限額を超えた部分については、支払			
除外	いを要	要しません。			
		区分	単 位	料金額	
	番	号案内接続	1の電気道	通信 契約事業者 (株	
	通	信料	番号ごとに	式会社NTT	
				ドコモに限り	
				ます。)が X i	
				サービス契約	
				<u> 約款又は5G</u>	
				サービス契約	
				約款に規定す	
				る相互接続番	
				号案内の利用	
				に係るものと	
				みなした場合	
				に適用される	
				料金の上限額	
				と同額	
				СРІЖ	
(4) その他の取	扣下+	交結来早安市に	問する料金の	D.その他の取扱いについて	
(4) その他の取 扱い	相互接続番号案内に関する料金のその他の取扱いについては、				
1/X ()	は、音声通信利用料に準ずるものとします。				
2 料金額					
2-1 削除	1.1. AA#	L WIST 7 to 0			
	リーwに	こ係るもの	4	that A dat	
区分		単	位_	料金額	

~2022年6月30日

2022年7月1日~

相互接続番号案内料	1の電気通信番号ごとに	契約事業者(株式会社N
		TTドコモに限ります。)
		が X i サービス契約約款
		に規定する相互接続番号
		案内の利用に係るものと
		みなした場合に適用され
		る料金額と同額
番号案内接続通信料		番号案内事業者(東日本
		電信電話株式会社又は西
		日本電信電話株式会社と
		します。) が提供する電気
		通信サービスの契約者回
		線への通信にかかる料金
		額と同額

第2表 工事に関する費用

1 適用

区 分	内容
(1) 工事費の適	ア削除
用	イ 当社は、2(工事費の額)のBに規定する工事費はAに
	規定する工事費と合算して適用します。
(2)~(3) (略)	(略)
(4) 開通サポー	当社は、当社とモバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係
ト工事費の適用	る者を除きます。) が別に定める内容の工事を行う場合は、
	開通サポート工事費を適用します。

2 工事費の額

分	単 位	工事費の額
A 付加機能の	1の契約者回線グ	2,000円
利用の開始、変	ループ又は1のモ	(2,200円)
更又は廃止に	バイルアクセス契	
係るもの	約ごとに	
	A 付加機能の 利用の開始、変 更又は廃止に	A 付加機能の 利用の開始、変 更又は廃止に1の契約者回線グ ループ又は1のモ バイルアクセス契

第2表 工事に関する費用

1 適用

区	分	内容
(1) 削除		削除
(2)~(3)	(略)	(略)
(4) 開通	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	当社は、当社とモバイルアクセス契約者が別に定める内容の工
ト工事費	の適用	事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。

2 工事費の額

区分	単 位	工事費の額
- · · · ·		

	B 発	信先制限	1のモバイルアク	500円
	機能	の利用の	セス契約ごとに	(550円)
	開始	又は変更		
	に係る	るもの		
İ	通信制御機能に関する工事	費~開通	(略)	(略)
	サポート工事費 (略)			

通信制御機能に関する工事費~開通 (略) (略) サポート工事費 (略)

第3表 (略)

別表1 モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の基本機能

種類

1 迷惑電話おことわり機能(迷惑電話ストップサービス)
当社が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等(当社が別に定めるものに限ります。)のモバイルアクセス回線番号等を登録することにより、登録されたモバイルアクセス回線番号からの以後の着信(ボイスモード又は64kb/sデジタルモードによるものに限ります。以下この欄において同じとします。)に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能

- 種類提供条件1 迷惑電話おことわり機能(迷 惑電話ストップサービス)(1) 登録できる電気通信番号の数は、当社が別に定める数以内とします。
 - (2) (1)に規定する数を超えて登録しようと するときは、登録されているモバイルアク セス回線番号のうち、最初に登録されたも のから順に消去して登録します。
 - (3) 当社は、現に登録されているモバイルアクセス回線番号からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時刻から当社が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切ります。
 - (4) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又 は工事上やむを得ないときは、現に登録されているモバイルアクセス回線番号を消去することがあります。

第3表 (略)

別表1 削除

Ŧ	バイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】	2022年6月15日現在	
	~2022年6月30日		2022年7月1日~	
2 通信中着信機能(キャッシ) 通信中に他から着信がるとを知らせ、その契約者回線に通信中では、現に通信中ででは、では、現に通信中ででは、ボイスモードではあるものでは、以下この欄においてとします。)を保留する機能であり。とします。とします。とします。とします。とします。といるといるでは、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、は、は、	(5) 当社は、現に登録されているモバイルアクセス回線番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (6) モバイルアクセス回線番号の登録方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行うことができます。 (1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行うこと。 (2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。 (1) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手(以下この欄において転送先といいます。)に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。 (2) モバイルアクセス契約者は、この機能により転送される通信の料金について支払い		202247/1111.9	
	を要します。			

モバイルアクセスサービス契約	約約款	【現改比較表】	2022年6月15日現在	
~2022年6月30日			2022年7月1日~	
(3) この機能を利用する場合においてが2回以上にわたる等通常と異なる。様となるときは、通信品質を保証でことがあります。 (4) この機能に係る転送先の契約者かの転送される通信について間違い通め、その転送が行われないようにしい旨の申出がある場合であって当社と認めるときは、その転送を中止したくことがあります。 (5) この機能により一定時間内にその者回線から転送される通信の回数はが別に定める数以内とします。 (6) この機能を利用している契約者の通信又はこの機能により転送されている移動無がが圧圏する地域を当社が確認できないは、その直前に確認できた地域に在したのとみなして取り扱います。 4 留守番電話及び不在案内機能により転送されている移動無がが圧圏する地域を当社が確認できないは、その直前に確認できた地域に在したのとみなして取り扱います。 (1) 蓄積したメッセージは、当社が別る時間が経過した後、消去します。	利用 さい 信 て が て の 、 回 る た 線 い 圏 はい そ た し 要 た 約 社 へ 信 、 置 き る			

~2022年6月30日 2022年7月1日~

その契約者回線に着信した通信(ボイスモードによる通信又は64kb/sデジタルモードによる通信(3G324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限ります。)に限ります。)のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信(ボイスモードによるものに限ります。)に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能

- (2) (1)の規定によるほか、この機能の利用 の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージに係る情報が消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージ及び情報の復元はできません。
- (3) 64kb/sデジタルモードに係るメッセージの蓄積は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信(当社が別に定める場合を除きます。) に限り、行うことができます。
- (4) 64kb/sデジタルモードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている回線卸携帯電話に係る在圏地域(在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域)が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができません。
- (5) この機能を利用しているモバイルアクセス契約者は、メッセージの再生等当社が別に定める機能の利用のために行った通信(当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます。)に係る料金は、支払うものとします。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在 2022年7月1日~ ~2022年6月30日 (6) この機能を利用している契約者回線へ の通信については、電波が伝わりにくい等 のため、契約者回線に接続されている移動 無線装置が在圏する地域を当社が確認でき ないときは、その直前に確認できた地域に 在圏するものとみなして取り扱います。 (7) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセ ージの蓄積時間その他の提供条件について は、当社が別に定めるところによります。 5 契約者指定番号発信機能 この機能の利用に係る当社の指定する電気通 信番号については、通信に際し、別に定める 当社の指定する電気通信番号 を付与して発信された通信(ボイ 条件に従い契約事業者(株式会社NTTドコ スモードに係るものに限りま モに限ります。) の交換設備を経由する際に、 す。) に関する料金について、料 接続先とする電気通信番号に対して自動的に 付与される場合があります。 金表第1表第1(利用料)1(適 用)(23)(契約者指定番号発信機 能に係る通信の料金の適用)、(2 4) (契約者指定番号発信機能に係 る短時間通話割引)、(25)(契約 者指定番号発信機能に係る3番 号自動判定通話割引)及び(26) (契約者指定番号発信機能に係 る一律国内通話割引)に定める取 扱いを受けることができる機能 (注1) 本別表1欄に規定する当社が別に定めるものは、契約事業者(株式会社NTTド コモに限ります。)がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する 迷惑電話おことわり機能(迷惑電話ストップサービス)を提供する条件と同じとし

ます。

(注2) 本別表1欄の(1)に規定する当社が別に定める数は、最大30件とします。

~2022年6月30日

2022年7月1日~

- (注3) 本別表1欄の(3)に規定する当社が別に定める時間は、契約事業者(株式会社NTF) TFには関います。)がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能(迷惑電話ストップサービス)を提供する条件と同じとします。
- (注4) 本別表 1 欄の(6)に規定する当社が別に定めるところは、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/voice/option/04.html) に掲げるものとします。
- (注 5) 本別表 3 欄の(5)に規定する当社が別に定める数は、契約事業者(株式会社 N T T ドコモに限ります。)が X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定する自動着信転送機能(転送でんわ)を提供する条件と同じとします。
- (注6) 本別表4欄の(1)に規定する当社が別に定める時間は、72時間とします。
- (注7) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。

協定事業者	内容
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者
2 PHS事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝
	送携帯電話番号を使用してPHSサービスを
	提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝
	送携帯電話番号を使用して携帯電話サービス
	を提供する協定事業者
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気事業者

- (注8) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める場合は、契約事業者(株式会社N TTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規 定する留守番電話及び不在案内機能を提供する条件と同じとします。
- (注9) 本別表 4 欄の(5)に規定する当社が別に定める機能は、当社のWebサイト (ht tps://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/voice/option/02.html) に掲げる機能とします。
- (注10) 本別表 4 欄の(5)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。

協定事業者	内容				

1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者
2 PHS事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝
	送携帯電話番号を使用してPHSサービスを
	提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝
	送携帯電話番号を使用して携帯電話サービス
	を提供する協定事業者
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気事業者

- (注11) 本別表 4 欄の(7)に規定する当社が別に定めるところは、当社のWebサイト(h ttps://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/voice/option/02.html) に掲げるものとします。
- (注 12) 本別表 5 欄に規定する当社が別に定める条件については、当社Webサイト(h ttps://www.ntt.com/personal/signup/mobile/one/voice/denwa.html) に掲 げるものとします。

別表 2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

 区分
 事業者名
 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング (通話モードスは64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミング (に係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。) に係るグループ

 通話モード
 64kb/sデジタル通信モード・ショートメックル通信モード・プード

別表2 削除

~2022年6月30日 2022年7月1日~

契約事業者	契約事業者が	契約事業者が	契約事業者が	契約事業者が
(株式会社N	X i サービス	X i サービス	X i サービス	X i サービス
TTドコモに	契約約款又は	契約約款又は	契約約款又は	契約約款又は
限ります。以	5 Gサービス	5 Gサービス	5 Gサービス	5 Gサービス
下、本表にお	契約約款に規	契約約款に規	契約約款に規	契約約款に規
いて同じとし	定する国際ア	定する国際ア	定する国際ア	定する国際ア
ます。)がXi	ウトローミン	ウトローミン	ウトローミン	ウトローミン
サービス契約	グの通信の利	グ(通話モー	グ (64kb/sデ	グ(ショート
約款又は5G	用に係るもの	ドに係るもの	ジタル通信モ	メッセージ通
サービス契約	とみなした場	に限ります。)	ードに係るも	信モードに係
約款に規定す	合に、在圏す	の通信の利用	のに限りま	るものに限り
る国際アウト	る国又は地域	に係るものと	す。) の通信の	ます。) の通信
ローミングの	に応じて接続	みなした場合	利用に係るも	の利用に係る
通信の利用に	可能とされる	に、接続する	のとみなした	ものとみなし
係るものとみ	通信事業者と	通信事業者に	場合に、接続	た場合に、接
なした場合	同じもの	応じて適用さ	する通信事業	続する通信事
に、在圏する		れるグループ	者に応じて適	業者に応じて
国又は地域に		と同じもの	用されるグル	適用されるグ
応じて適用さ			ープと同じも	ループと同じ
れる地域と同			<u>の</u>	もの
じもの			_	
 備考 上記の国		<u></u>		 は、契約事業者

備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、契約事業者 により予告なく変更されることがあります。

2 船舶/航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

		利用できる通信の種類及び国際アウトローミ
	ング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジ	
区分	事業者名	タル通信モードにより国際アウトローミング
		に係る電気通信回線へ着信する通信に係るも

		通話モード	64kb/sデジ	ショートメッ
			タル通信モー	セージ通信モ
			۴	<u>– ド</u>
契約事業者	契約事業者が	契約事業者が	契約事業者が	契約事業者が
(株式会社 N	X i サービス	X i サービス	X i サービス	X i サービス
TTドコモに	契約約款又は	契約約款又は	契約約款又は	契約約款又は
限ります。以	5 Gサービス	5 Gサービス	5 Gサービス	5 Gサービス
下、本表にお	契約約款に規	契約約款に規	契約約款に規	契約約款に規
いて同じとし	定する国際ア	定する国際ア	定する国際ア	定する国際ア
ます。)がΧi	ウトローミン	ウトローミン	ウトローミン	ウトローミン
サービス契約	グ(船舶/航	グ(通話モー	グ (64kb/sデ	グ(ショート
約款又は5G	空機等におけ	ドに係るもの	ジタル通信モ	メッセージ通
サービス契約	る国際アウト	に限ります。)	ードに係るも	信モードに係
約款に規定す	ローミングに	の通信の利用	のに限りま	るものに限り
る国際アウト	係るものに限	に係るものと	す。) の通信の	ます。) の通信
ローミング	ります。) の通	みなした場合	利用に係るも	の利用に係る
(船舶/航空	信の利用に係	に、接続する	のとみなした	ものとみなし
機等における	るものとみな	通信事業者に	場合に、接続	た場合に、接
国際アウトロ	した場合に、	応じて適用さ	する通信事業	続する通信事
<u>ーミングに係</u>	その通信の態	れるグループ	者に応じて適	業者に応じて
るものに限り	様に応じて接	と同じもの	用されるグル	適用されるグ
ます。) の通信	続可能とされ		ープと同じも	ループと同じ
の利用に係る	る通信事業者		<u></u>	<u>もの</u>
ものとみなし	と同じもの			
た場合にその				
通信の態様に				
応じて適用さ				
れる区分と同				
じもの			_	
備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、契約事業者				
により予告なく変更されることがあります。				

別表3 削除

~2022年6月30日

2022年7月1日~

別表 3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
契約事業者(株式会社NTTドコモに	契約事業者がXiサービス契約約款又
限ります。以下、本表において同じとし	は5Gサービス契約約款に規定する国
ます。)がXiサービス契約約款又は5	際アウトローミング (通話モード (国際
Gサービス契約約款に規定する国際ア	アウトローミングに係る電気通信回線
ウトローミング (通話モード (国際アウ	へ着信した通信に係るものに限りま
トローミングに係る電気通信回線へ着	す。) に係るものに限ります。) の通信の
信した通信に係るものに限ります。) に	利用に係るものとみなした場合に、在
係るものに限ります。)の通信の利用に	 圏する国又は地域に応じて適用される
	取扱地域及びグループ番号と同じもの
国又は地域に応じて適用される区分と	
同じもの	

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
契約事業者(株式会社NTTドコモに	契約事業者がXiサービス契約約款又
限ります。以下、本表において同じとし	は5Gサービス契約約款に規定する国
ます。)がXiサービス契約約款又は5	際アウトローミング(64kb/sデジタル
Gサービス契約約款に規定する国際ア	通信モード(国際アウトローミングに
ウトローミング(64kb/sデジタル通信	係る電気通信回線へ着信した通信に係
モード(国際アウトローミングに係る	るものに限ります。) に係るものに限り
電気通信回線へ着信した通信に係るも	ます。) の通信の利用に係るものとみな
のに限ります。)に係るものに限りま	した場合に、在圏する国又は地域に応
す。) の通信の利用に係るものとみなし	じて適用される取扱地域及びグループ
た場合に、在圏する国又は地域に応じ	番号と同じもの
て適用される区分と同じもの	

別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域

1 ボイスモードに係るもの

別表4 削除

~2022年6月30日

2022年7月1日~

通話先区分	取扱地域
契約事業者(株式会社NTTドコモに	契約事業者が国際電話サービス契約約
限ります。以下、本表において同じとし	款に規定する国際電話サービス(国際
ます。)が国際電話サービス契約約款に	ローミング機能に係るもの(通話モー
規定する国際電話サービス(国際ロー	ドに係るものに限ります。) に限りま
ミング機能に係るもの(通話モードに	す。) の通信の利用に係るものとみなし
係るものに限ります。) に限ります。) の	た場合に、在圏する国若しくは地域又
通信の利用に係るものとみなした場合	は通信の態様に応じて適用される取扱
に、在圏する国若しくは地域又は通信	地域と同じもの
の態様に応じて適用される通話先区分	
と同じもの	

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
契約事業者(株式会社NTTドコモに	契約事業者(株式会社NTTドコモに
限ります。)が国際電話サービス契約約	限ります。)が国際電話サービス契約約
款に規定する国際電話サービス(国際	款に規定する国際電話サービス(国際
ローミング機能に係るもの(デジタル	ローミング機能に係るもの(デジタル
通信モードに係るものに限ります。) に	通信モードに係るものに限ります。) に
限ります。) の通信の利用に係るものと	限ります。) の通信の利用に係るものと
みなした場合に、在圏する国又は地域	みなした場合に、在圏する国又は地域
に応じて適用される区分と同じもの	に応じて適用される取扱地域と同じも
	<u></u>

附 則(令和4年6月8日 PS事推第00928389号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う契約の取扱い)

2 当社が、次の表の左欄の約款 (以下「旧約款」といいます。)の規定により締結し、令和 4年5月13日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「NT Tレゾナント」といいます。)に承継された左欄の契約の規定は、この改正規定実施の日に

モバイルアクセスサービス契約約款	【現改比較表】 2022年6月15日現在
~2022年6月30日	2022年7月1日~
	おいて、次の表の右欄の約款(以下「新約款」といいます。)の契約の規定によるものとします。 旧約款(当社): モバイルアクセスサー